

○低公害車普及促進対策費補助金交付要綱

平成23年 4 月28日 国自総第70号
国自旅第50号
国自貨第19号

(総則)

第1条 低公害車普及促進対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他の者（以下「運送事業者等」という。）による低公害車の導入事業に要する経費の一部を、国が、地方公共団体その他これに準ずるものとして国土交通大臣（以下「大臣」という。）が認めた者（以下「地方公共団体等」という。）と協調して補助することにより、窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図ること及び観光地等における電気自動車バス又は電気自動車タクシーを活用した意欲的な事業展開等を目指す事業者等を強力に支援することにより、国内観光地等における公共交通のグリーン化等を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 二 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 三 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 四 「一般貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を経営する者をいう。
- 五 「第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。

- 六 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う事業用自動車の貸渡し（公共交通グリーン化事業においては、電気自動車バスの導入に付随して行われる電気自動車バス用充電設備の貸渡しを含む。）を業とする者をいう。
- 七 「低公害車」とは、CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス、ハイブリッドタクシー、電気自動車タクシー、CNGトラック、優良ハイブリッドトラック及び電気自動車トラックをいう。
- 八 「旅客自動車運送事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- 九 「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業その他事業をいう。
- 十 「CNGバス」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であつて、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（以下「CNG自動車」という。）であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車をいう。
- 十一 「優良ハイブリッドバス」とは、内燃機関を有する自動車であつて、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「ハイブリッド自動車」という。）であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5tより大きいものにあつては、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準（以下「平成17年排出ガス基準」という。）に適合する自動車であつて、当該基準における規制値より窒素酸化物の排出量が10%以上低減、粒子状物質の排出量が50%以上低減された自動車（以下「低排出ガス優良車」という。）に限る。）をいう。
- 十二 「電気自動車バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。以下「電気自動車」という。）であつて旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- 十三 「ハイブリッドタクシー」とは、ハイブリッド自動車であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- 十四 「電気自動車タクシー」とは、電気自動車であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- 十五 「CNGトラック」とは、CNG自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- 十六 「優良ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に供する自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5tより大きいものにあつては、低排出ガス優良車に限る。）をいう。
- 十七 「電気自動車トラック」とは、電気自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に

に供する自動車をいう。

十八 「電気自動車バス用充電設備」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であつて専ら電気自動車バスに充電するための設備のうち、国土交通大臣が指定するものをいう。

（補助対象事業等）

第4条 大臣は、低公害車の導入事業（以下「補助対象事業」という。）又は電気自動車バス若しくは電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業（以下「公共交通グリーン化事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の補助対象事業の区分及びその内容並びに補助対象事業の区分ごとの補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表によるものとする。

（交付申請）

第5条 補助対象事業者（補助対象事業を行う者をいう。以下同じ。）（大臣が定める期間に地方運輸局長に対して補助金の交付予定枠の申込みを行い、地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）は、別表に定める低公害車の導入事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第1号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める低公害車の導入事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象事業者であつて、平成23年4月1日から平成24年1月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までの間に、低公害車の新車新規登録をしたもの又は使用過程車のCNG自動車又は電気自動車への改造を行い自動車検査証の交付を受けたもの（大臣が定める期間に地方運輸局長に対して補助金の交付予定枠の申込みを行い、地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）は、補助対象事業完了の日から30日を経過した日（大臣が別に定める場合はその定める日）までに第2号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 補助対象事業者（グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得している資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の補助対象事業者並びに平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響等を勘案して大臣が指定する低公害車の導入事業を行う者を除く。）は、第1項又は第2項の規定に基づく補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

一 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、CNGトラック、優良ハイブリッドトラック又は電気自動車トラックを単年度3台（自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。）以上導入すること。

- 二 一般乗用旅客自動車運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者であってハイブリッドタクシーの導入事業（以下「HVタクシー導入事業」という。）を行おうとするものにあつては、HVタクシー導入事業によってハイブリッドタクシーを導入し、運行に供しようとする者の事業の実態が、当該者が営業する地域における他の一般乗用旅客自動車運送事業者の事業の実態と比較して補助事業を行うことが適当であることを示すものとして大臣が定める基準（以下「ハイブリッドタクシー導入事業基準」という。）に適合すること。
- 三 自動車リース事業者その他これに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、次表の左欄に掲げる者に貸し渡す場合には、それぞれ右欄に掲げる要件に適合すること。ただし、電気自動車タクシーを導入する場合にあつては、この限りではない。

<p>一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者に貸し渡す目的で低公害車を単年度3台以上導入すること。</p>
<p>一般乗用旅客自動車運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<p>借受人がハイブリッドタクシー導入事業基準に適合すること。</p>

- 4 地方運輸局長は、第1項及び第2項の規定による補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。
- 5 公共交通グリーン化事業補助対象事業者（公共交通グリーン化事業を行う者であつて、電気自動車バス又は電気自動車タクシーを用いた意欲的な事業展開等を行うものとして予め大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）は、別表に定める電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第1号様式の2による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 6 公共交通グリーン化事業にあつては、地方公共団体等からの協調補助の交付を要しないものとする。

（交付の決定及び通知等）

第6条 大臣は、前条第1項の規定による地方運輸局長から進達された第1号様式による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定を行い、第3号様式による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の

申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

- 2 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第4号様式による交付決定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等を通知するものとする。
- 3 大臣は、前条第2項の規定による地方運輸局長から進達された第2号様式による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表に定めるところにより交付決定及び額の確定を併せて行い、第5号様式による補助金の交付決定及び額の確定書により交付決定の内容等及び額の確定について地方運輸局長に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。
- 4 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第6号様式による交付決定及び額の確定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等及び額の確定について通知するものとする。
- 5 前項の規定により交付決定の内容等及び額の確定について通知を受けた補助対象事業者に関しては、次条から第12条までの規定は適用しないものとする。
- 6 大臣は、前条第5項の規定に基づき提出された第1号様式の2による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表に定めるところにより交付決定を行い、第4号様式の2による補助金交付決定書により交付決定の内容等を補助金の交付を申請した公共交通グリーン化事業補助対象事業者に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。
- 7 大臣は、第1項、第3項及び前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助対象事業者又は公共交通グリーン化事業補助対象事業者（以下「補助対象事業者等」という。）は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第7号様式による補助金交付申請取下届出書を地方運輸局長（公共交通グリーン化事業補助対象事業者にあつては大臣。次条第2項、第9条第2項、第10条及び第11条第1項において同じ。）に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第8条 補助対象事業者等は、補助対象事業（公共交通グリーン化事業を含む。以下同じ。）の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第8号様式による補助対象事業計画変更承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

第9条 補助対象事業者等は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第9号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

（事故報告）

第10条 補助対象事業者等は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第10号様式による補助対象事業事故報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象事業者等は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は翌年度の4月1日のいずれか早い日までに第11号様式（公共交通グリーン化事業にあっては第11号様式の2）による補助対象事業実績報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、大臣が別に補助対象事業実績報告書の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。

3 地方運輸局長は、第1項の規定による補助対象事業実績報告書を受理したときは、所要の審査を行い、大臣に進達するものとする。

4 第5条第5項の認定を受けた際に同一の公共交通グリーン化事業に属するものとして同時に認定を受けた者が存在する場合における第1項の規定の適用については、同項中「補助対象事業が完了した日」とあるのは、「第5条第5項の認定を受けた際に同一の公共交通グリーン化事業に属するものとして同時に認定を受けた者のうち、補助対象事業が完了した日をもっとも遅い者に係る補助対象事業が完了した日」とする。

（補助金の額の確定通知）

第12条 大臣は、前条第3項の規定により地方運輸局長から進達された補助対象事業実績報告書（公共交通グリーン化事業にあっては前条第1項の規定により公共交通グリーン化事業補助対象事業者から提出された補助対象事業実績報告書）について、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、第12号様式（公共交通グリーン化事業にあっては第12号様式の2）による補助金の額の確定書により地方運輸局長（公共交通グリーン化事業にあっては公共交通グリーン化事業補助対象事業者）に通知するものとする。

2 地方運輸局長は、大臣から前項の通知を受けたときは、第13号様式による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助対象事業者等は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、第14号様式による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(返還命令)

第14条 大臣は、低公害車の導入事業について、補助対象事業者が補助金の交付を受けたにもかかわらず、平成23年度内（出納整理期間を含む。）に地方公共団体等から協調補助の交付を受けなかった場合は、その補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助対象事業者等は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者等は、大臣が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、財務大臣と協議の上定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助対象事業者等は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第15号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(帳簿の保存義務)

第16条 補助対象事業者等は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(提出部数)

第17条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、4部（正本1部、副本3部）とする。ただし、公共交通グリーン化事業における提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

附 則

1 この要綱は、平成23年度予算の成立の日から適用する。

2 低公害車普及促進等対策費補助金交付要綱（平成22年3月26日付け国自総第556号、国自旅第309号、国自貨第187号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、平成22年度以前に旧要綱の規定に基づき補助金の交付申請が行われた事業及び平成22年度中に環境対応ディーゼルバス又は環境対応ディーゼルトラックを導入する予定

であった者であって平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により平成22年度中に導入することができなかったものと認められるものが平成23年度に実施する事業については、なお従前の例による。

- 3 平成21年度に、次世代自動車導入加速モデル事業実施要綱（平成21年3月25日付け国自総第537号、国自旅第360号、国自貨第169号）の規定により次世代自動車導入加速モデル事業実施地域の指定を受けた地方公共団体が実施する次世代自動車導入加速計画に基づく低公害車の導入事業に係る補助金の交付申請については、平成23年度の低公害車の導入事業に限り、第5条第3項の規定は適用しないものとする。

別表

補助対象事業	低公害車の導入	
	低公害車の新規の導入	使用過程車のCNGバス及びCNGトラック並びに電気自動車への改造
補助対象事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者	
補助対象経費	車両本体価格（新車の改造により低公害車を導入する場合にあっては、低公害車への改造に要する経費を含む。）	CNG自動車又は電気自動車への改造に要する経費
補助率	1 / 4	1 / 3
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、低公害車の新規導入にあっては、当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1 / 3（電気自動車の導入事業及び小規模事業者による導入事業にあっては1 / 2）を乗じて得た額が、当該補助対象経費に補助率を乗じて得た額よりも少ない場合には、当該差額に1 / 3（電気自動車の導入事業及び小規模事業者による導入事業にあっては1 / 2）を乗じて得た額以内とする。	
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）	
補助対象事業	電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進	
	電気自動車バス又は電気自動車タクシー（以下「電気バス等」という。）を用いた意欲的な事業展開を行う場合における当該電気バス等又は電気自動車バス用充電設備の導入（使用過程車の電気	

	バス等への改造による導入を含む。)		
	電気バス等の新規導入	使用過程車の改造による電気バス等の導入	電気自動車バス用充電設備の導入
公共交通グリーン化事業補助対象事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、道路運送法第79条の登録を受けた者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者であって、第5条第5項の認定を受けた者		
補助対象経費	車両本体価格（電気バス等への改造に要する経費を含む。）	電気バス等への改造に要する経費	電気自動車バス用充電設備の導入費用
補助率	1 / 2（電気自動車タクシーの導入にあっては1 / 3）		
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。		
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）		

備考

- 1 低公害車の導入事業にあっては、平成23年4月1日から平成24年3月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までの間に、低公害車の新車新規登録をしたもの又は使用過程車のCNG自動車又は電気自動車への改造を行い自動車検査証の交付を受けたもの（大臣が定める期間に地方運輸局長に対して補助金の交付予定枠の申込みを行い、地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）を対象とする。
- 2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当額については、補助対象としないものとする。

なお、補助対象経費に係る消費税について、一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合には、その旨を記した理由書を申請書に添付することにより、仕

入控除の対象とならない消費税相当額も補助対象とすることができる。この場合は、第16号様式に当該補助事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第1号様式（第5条第1項関係）

〔低公害車導入前申請〕

番 年 月 号 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名 印

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書

下記により平成 年度低公害車普及促進対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

記

- 1. 導入低公害車 別紙のとおり
- 2. 補助対象経費 金 円
- 3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
- 4. 経営する事業（営む業態に○をする）(注)1

<input type="checkbox"/>	一般乗合旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	一般貸切旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	一般乗用旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業	<input type="checkbox"/>	自動車リース事業
<input type="checkbox"/>	その他（ ）		

5. 添付書類

- ア. 補助対象経費に係る見積書の写し
- イ. 地方公共団体等の負担を証する書類（添付することが困難な場合には、確約書）
- ウ. 振込先調書
- エ. 平成23年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し
- オ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(担当名)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注) 1. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（ ）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

導入低公害車

	第1号様式申請時使用欄	第11号様式申請時使用欄（第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること）
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※自動車リース事業者以外は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用者（借受人）の保有する事業用車両数（H22年度末時点） ※バス事業者にあつては上段に乗合、下段に貸切の車両数を記入	台 台	
導入低公害車 （CNG・電気自動車に改造する使用過程車）	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
補助対象事業着手予定日	平成 年 月 日 （但し、交付決定の通知を受けた日以降。）	
補助対象事業完了（予定）日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1/4 (CNG・電気自動車への改造は1/3)	(円 円/台)	(円 円/台)
(通常車両価格との差額) × 1/3 (小規模事業者は1/2) ※CNG・電気自動車への改造は記入不要	(円 円/台)	(円 円/台)
関係地方公共団体等補助額 ※複数ある場合は合計額を記入	地方公共団体等名： 円	地方公共団体等名： 円
台数	台	台
補助金交付申請額(千円未満切り捨て)	円	円

〔最低導入台数要件確認欄〕（上記と併せて、今年度に第5条第3項第1号から第3号までに規定する台数以上の低公害車が導入されることを確認する必要がある場合に記入。）

使用の本拠の位置	低公害車の種別	購入・リースの別	台数	車検証提出済 (済の場合は○)
			台	
			台	

- (注) 1. 補助対象となる低公害車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。
 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。
 3. 低公害車の種別は、CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス、ハイブリッドタクシー、電気自動車タクシー、CNGトラック、優良ハイブリッドトラック、電気自動車トラック、使用過程車のCNGバス改造若しくは使用過程車のCNGトラック改造又は使用過程車の電気自動車バス改造、使用過程車の電気自動車タクシー改造若しくは使用過程車の電気自動車トラック改造の別を記入する。
 4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し（第11号様式申請時）	
補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）（第11号様式申請時）	
今年度中に第5条第3項第1号から第3号までに規定する台数以上の低公害車を導入しない、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の補助対象事業者が補助金の交付申請を行う場合にあつては、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	
特定地域における特定事業計画の認定を受けた者にあつては、特定事業計画認定書(写し)（一般乗用旅客自動車運送事業に限る。）	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名 印

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書
(電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業)

下記により平成 年度低公害車普及促進対策費補助金（電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

記

- 1. 導入低公害車 別紙のとおり
- 2. 補助対象経費 金 円
- 3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
- 4. 認定通知書の番号 平成 年国自総第 号
- 5. 添付書類
 - ア. 振込先調書
 - イ. 認定通知書の写し
 - ウ. その他参考となる書類（国土交通大臣が別に指示する書類等）

連絡先	(担当名)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注) 1. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに国土交通省に連絡すること。

導入電気自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※自動車リース事業者以外は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入電気自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
補助対象事業完了（予定）日	平成 年 月 日
補助対象経費	円 （ 円／台）
（補助対象経費）×1/2 （電気自動車タクシーの導入にあつては1/3）	円 （ 円／台）
台数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- （注） 1. 補助対象となる電気自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気自動車バス（新規）、電気自動車タクシー（新規）、電気自動車バス（改造）又は電気自動車タクシー（改造）の別を記入する。

導入電気自動車バス用充電設備

補助対象設備を導入する者(補助金を受ける者)の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:
設置場所	
借受人の氏名又は名称及び住所 ※自動車リース事業者以外は記入不要	氏名又は名称: 住所:
導入電気自動車バス用充電設備	名称又は型式:
補助対象事業完了(予定)日	平成 年 月 日
補助対象経費	(円 円/基)
(補助対象経費) × 1/2	(円 円/基)
導入基数	基
補助金交付申請額(千円未満切り捨て)	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車バス用充電設備ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車バス用充電設備を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名 印

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書兼実績報告書

下記により平成 年度低公害車普及促進対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき申請するとともに、同法第14条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

- 1. 導入低公害車 別紙のとおり
- 2. 補助対象経費 金 円
- 3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)

4. 経営する事業(営む業態に○をする)(注)1

<input type="checkbox"/>	一般乗合旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	一般貸切旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	一般乗用旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業	<input type="checkbox"/>	自動車リース事業
<input type="checkbox"/>	その他()		

5. 添付書類

- ア. 補助対象経費に係る請求書の写し
- イ. 補助対象経費の支払いを証する書類(添付できない場合には後日提出すること。)
- ウ. 地方公共団体等の負担を証する書類(額の確定通知書又は地方公共団体等からの入金を証する書類。添付できない場合には後日提出することとし、交付決定通知書又は確約書を添付すること。)
- エ. 振込先調書
- オ. 平成23年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し
- カ. その他参考となる書類(別紙において添付することを定めている書類等)

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注)1. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を()内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

導入低公害車

使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※自動車リース事業者以外は記入不要	氏名又は名称： 住所：
使用者（借受人）の保有する事業用車両数（H22年度末時点） ※バス事業者にあつては上段に乗合、下段に貸切の車両数を記入	台 台
導入低公害車（CNG・電気自動車に改造する使用過程車）	種別： 車名： 型式：
補助対象事業完了日	平成 年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1/4 (CNG・電気自動車への改造は1/3)	(円 円/台)
(通常車両価格との差額) × 1/3 (小規模事業者は1/2) ※CNG・電気自動車への改造は記入不要	(円 円/台)
関係地方公共団体等補助額 ※複数ある場合は合計額を記入	地方公共団体等名： 円
台数	台
補助金交付申請額(千円未満切り捨て)	円

〔最低導入台数要件確認欄〕（上記と併せて、今年度に第5条第3項第1号から第3号までに規定する台数の低公害車が導入されることを確認する必要がある場合に記入。）

使用の本拠の位置	低公害車の種別	購入・リースの別	台数	車検証提出済 (済の場合は○)
			台	
			台	

- (注) 1. 補助対象となる低公害車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。
 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。
 3. 低公害車の種別は、CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス、ハイブリッドタクシー、電気自動車タクシー、CNGトラック、優良ハイブリッドトラック、電気自動車トラック、使用過程車のCNGバス改造若しくは使用過程車のCNGトラック改造又は使用過程車の電気自動車バス改造、使用過程車の電気自動車タクシー改造若しくは使用過程車の電気自動車トラック改造の別を記入する。
 4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し	
補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
今年度中に第5条第3項第1号から第3号までに規定する台数以上の低公害車を導入しない、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の補助対象事業者が補助金の交付申請を行う場合にあつては、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	
特定地域における特定事業計画の認定を受けた者にあつては、特定事業計画認定書(写し)（一般乗用旅客自動車運送事業に限る。）	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第3号様式（第6条第1項関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

平成23年度低公害車普及促進対策費補助金の交付決定について

平成 年 月 日付け 第 号で進達があった平成23年度低公害車普及促進対策費補助金の交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、補助対象事業者あて同法第8条の規定に基づき、通知されたい。

記

1. 補助対象事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。
2. 補助対象事業者ごとの補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該各補助対象事業者から申請のあった平成23年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け国自総第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第3号様式（第6条第1項関係）別表

平成23年度低公害車普及促進対策費補助金交付決定一覧
(平成 年 月 日)

補助対象事業者名	交付申請書 文書年月日	交付申請書 文書番号	補助対象経費 (円)	補助金の額 (円)

第4号様式（第6条第2項関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長

平成23年度低公害車普及促進対策費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成23年度低公害車普及促進対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成23年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書記載のとおりとする。

〔 又は
2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。 〕

3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け国自総第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第4号様式の2（第6条第6項関係）

番 号
年 月 日

公共交通グリーン化事業補助対象事業者 殿

国土交通大臣

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金交付決定通知書
（電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業）

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度低公害車普及促進対策費補助金（電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条及び第15条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書（電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業）記載のとおりとする。

〔 又は 〕
2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。

3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け国自総第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第4号様式の2（第6条第6項関係）別表

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金交付決定通知書
（電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業）内訳
（平成 年 月 日）

補助対象となる車両・充電設備	補助対象経費 (円)	補助金の額 (円)

第5号様式（第6条第3項関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

平成23年度低公害車普及促進対策費補助金の交付決定
及び額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で進達があった平成23年度低公害車普及促進対策費補助金の交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、補助対象事業者あて同法第8条及び第15条の規定に基づき、通知されたい。

記

1. 補助対象事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。
2. 補助対象事業者ごとの補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該各補助対象事業者から申請のあった平成23年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定及び額の確定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け国自総第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第5号様式（第6条第3項関係）別表

平成23年度低公害車普及促進対策費補助金交付決定及び額の確定一覧
（平成 年 月 日）

補助対象事業者名	交付申請書 文書年月日	交付申請書 文書番号	補助対象経費 (円)	補助金の額 (円)

第6号様式（第6条第4項関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金交付決定
及び額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成23年度低公害車普及促進対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付決定及び額の確定をしたので、同法第8条及び第15条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。

〔 又は 〕
2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。

3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け国自総第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第7号様式（第7条関係）

番 年 月 号 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度低公害車普及促進対策費補助金については、下記の事項について不服があるの
で、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条の規定
に基づき、同補助金の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り
下げます。

記

1. 補助金の額
2. 申請年月日
3. 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
4. 取り下げる理由

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
-----	-------	------	-------

第8号様式（第8条第2項関係）

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成
年度低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由によ
りその内容又は経費の配分を変更したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に
関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. その他必要な書類
 - ア. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
 - イ. 変更内容を確認するに足りる書面（変更後の見積書の写し等）

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第9号様式（第9条第2項関係）

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成
年度低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由によ
り同事業を中止（廃止）したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業を中止（廃止）する理由
2. 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他必要な書類

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第10号様式（第10条関係）

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成
年度低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事
故が発生したので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する補助事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第 1 1 号様式（第11条第 1 項関係）

番 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名 印

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成
年度低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業を完了したので、補助金等
に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づ
き、下記のとおり報告します。

記

1. 導入低公害車 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金充当予定額 金 円(千円未満切り捨て)
4. 添付書類
ア. 補助対象経費に係る請求書の写し
イ. 補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合は後日提出すること。）
ウ. 地方公共団体等の負担を証する書類（額の確定通知書又は地方公共団体等からの
入金を証する書類。添付できない場合には後日提出することとし、交付決定通知書
又は確約書を添付（交付申請書に添付したものから変更がない場合は省略可）する
こと。）
エ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第1号様式（第5条第1項関係）、第11号様式（第11条第1項関係）

別紙

導入低公害車

	第1号様式申請時使用欄	第11号様式申請時使用欄（第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること）
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※自動車リース事業者以外は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用者（借受人）の保有する事業用車両数（H22年度末時点） ※バス事業者にあつては上段に乗合、下段に貸切の車両数を記入	台 台	台 台
導入低公害車 （CNG・電気自動車に改造する使用過程車）	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
補助対象事業着手予定日	平成 年 月 日 （但し、交付決定の通知を受けた日以降。）	
補助対象事業完了（予定）日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1/4 (CNG・電気自動車への改造は1/3)	(円 円/台)	(円 円/台)
(通常車両価格との差額) × 1/3 (小規模事業者は1/2) ※CNG・電気自動車への改造は記入不要	(円 円/台)	(円 円/台)
関係地方公共団体等補助額 ※複数ある場合は合計額を記入	地方公共団体等名： 円	地方公共団体等名： 円
台数	台	台
補助金交付申請額(千円未満切り捨て)	円	円

〔最低導入台数要件確認欄〕（上記と併せて、今年度に第5条第3項第1号から第3号までに規定する台数以上の低公害車が導入されることを確認する必要がある場合に記入。）

使用の本拠の位置	低公害車の種別	購入・リースの別	台数	車検証提出済 (済の場合は○)
			台	
			台	

- (注) 1. 補助対象となる低公害車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。
 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。
 3. 低公害車の種別は、CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス、ハイブリッドタクシー、電気自動車タクシー、CNGトラック、優良ハイブリッドトラック、電気自動車トラック、使用過程車のCNGバス改造若しくは使用過程車のCNGトラック改造又は使用過程車の電気自動車バス改造、使用過程車の電気自動車タクシー改造若しくは使用過程車の電気自動車トラック改造の別を記入する。
 4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し（第11号様式申請時）	
補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等）（第11号様式申請時）	
今年度中に第5条第3項第1号から第3号までに規定する台数以上の低公害車を導入しない、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の補助対象事業者が補助金の交付申請を行う場合にあつては、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	
特定地域における特定事業計画の認定を受けた者にあつては、特定事業計画認定書(写し)（一般乗用旅客自動車運送事業に限る。）	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

番 号
年 月 日

国土交通大臣殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名
印

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業実績報告書
(電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業)

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------------------------------|--------|-------------|
| 1. 導入低公害車 | 別紙のとおり | |
| 2. 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 3. 補助金充当予定額 | 金 | 円(千円未満切り捨て) |
| 4. 添付書類 | | |
| ア. 補助対象経費の支払いを証する書類 | | |
| イ. 認定通知書の写し | | |
| エ. その他参考となる書類（国土交通大臣が別に指示する書類等） | | |

導入電気自動車

	第1号様式の2申請時	変更箇所 (第1号様式の2申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※自動車リース事業者以外は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入電気自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
補助対象事業完了日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1/2 (電気自動車タクシーの導入にあつては1/3)	(円 円/台)	
台 数	台	台
補助金交付申請額(千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気自動車バス（新規）、電気自動車タクシー（新規）、電気自動車バス（改造）又は電気自動車タクシー（改造）の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

導入電気自動車バス用充電設備

	第1号様式の2申請時	変更箇所 (第1号様式の2申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
設置場所		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※自動車リース事業者以外は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入電気自動車バス用充電設備	名称又は型式：	名称又は型式：
補助対象事業完了日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
補助対象経費	(円 円/基)	(円 円/台・基)
(補助対象経費) × 1/2	(円 円/基)	(円 円/台・基)
導入基数	基	基
補助金交付申請額(千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車バス用充電設備ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車バス用充電設備を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。
3. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

自動車リース事業者にあつては、賃貸契約書の写し	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者等に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者等に運用を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者等が運用することを確認するに足る書類	

第 1 2 号様式（第12条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

平成 2 3 年度低公害車普及促進対策費補助金の額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で進達があった平成 2 3 年度低公害車普及促進対策費補助金の実績報告に係る補助対象事業の補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、別表のとおり確定したので、補助対象事業者あて同条の規定に基づき、通知されたい。

第 1 2 号様式（第12条第 1 項関係）別表

平成 2 3 年度低公害車普及促進対策費補助金の額の確定一覧
（平成 年 月 日）

補助対象事業者名	実績報告書 文書年月日	実績報告書 文書番号	確定した補助金の額 (円)

第12号様式の2（第12条第1項関係）

番 号
年 月 日

公共交通グリーン化事業補助対象事業者 殿

国土交通大臣

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金の額の確定について
（電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業）

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度低公害車普及促進対策費補助金（電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業）の実績報告に係る補助対象事業の補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、別表のとおり確定したので、同条の規定に基づき通知する。

第12号様式の2（第12条第1項関係）別表

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金交付決定及び額の確定
 （電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業）内訳
 （平成 年 月 日）

補助対象となる車両・充電設備	補助対象経費 (円)	補助金の額 (円)

第 1 3 号様式（第12条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

地方運輸局長

平成 2 3 年度低公害車普及促進対策費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 2 3 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業の補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり確定したので、同条の規定に基づき、通知する。

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

第14号様式（第13条関係）

番 年 月 号 日

支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名 印

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住 所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏 名	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 その他 (その他：) 支店	
4. 預金種別	当座預金	普通預金
5. 口座番号		

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
 2. 上記2. 以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 3. 上記3. は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇市農業協同組合）を記入すること。
 4. 上記4. は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

第15号様式（第15条第3項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

印

財産処分承認申請書

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第16号様式（別表関係）

番 年 月 号 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

平成 年度消費税の額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった平成
年度低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業の消費税について、次のとおり
報告します。

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 補助金の額（交付要綱第12条の通知による確定額） | 円 |
| 2. 補助金の額のうち消費税相当額 | 円 |
| 3. 2のうち仕入控除の対象とならなかった額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（2の額から3の額を差し引いた額） | 円 |

注）別紙として確定申告書等を添付することとする。

【補助金交付申請書・補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式又は第2号様式）又は補助対象事業実績報告書（第11号様式）に確約書を添付する場合の当該確約書の様式】

年 月 日

国土交通省自動車交通局長 殿

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

確 約 書

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金の交付申請に当たり、下記のとおり地方公共団体等の協調補助が行われることを確約いたします。

記

1. 地方公共団体等の名称、低公害車の種別・導入台数、補助申請（予定）金額

地方公共団体等の名称	低公害車の種別・導入台数		補助申請（予定）金額
	種別	導入台数	
		台	円
		台	円
		台	円
		台	円
		台	円
		台	円
		台	円
合 計		台	円

※ 国土交通省に対して補助金交付申請するものすべての協調先を記入し、協調先ごとに台数及び基数並びに補助申請（予定）金額を記入すること。

※ 低公害車の種別欄には、CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス、ハイブリッドタクシー、電気自動車タクシー、CNGトラック、優良ハイブリッドトラック、電気自動車トラック、使用過程車のCNGバス改造若しくは使用過程車のCNGトラック改造又は使用過程車の電気自動車バス改造、使用過程車の電気自動車タクシー改造若しくは使用過程車の電気自動車トラック改造の別を記入すること。

【補助金交付申請書・補助金申請書兼実績報告書（第1号様式、第2号様式）に添付する振込先調書の様式】

年 月 日

国土交通省自動車交通局長 殿

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金の振込先調書

フリガナ	
住 所 (口座住所)	(〒 -)
フリガナ	
氏 名 (口座名義)	
振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 その他 (その他：) 支店
預 金 種 別	当座預金 普通預金
口 座 番 号	

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
2. 記入する内容については、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
3. 振込先金融機関及び支店名の欄については、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇市農業協同組合）を記入すること。
4. 預金種別欄については、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。